

2007年5月8日

(仮訳) 協議資料「第三国会計基準の同等性決定メカニズムに関する CESR の技術的助言」に対するコメント

企業会計基準委員会

我々は、2007年4月17日付で公表された協議資料「第三国会計基準の同等性決定メカニズムに関する CESR の技術的助言」(以下、本協議資料)に対するコメントの機会を歓迎する。

本協議資料で使用されている用語の定義と2005年7月にCESRから公表された「第三国会計基準の同等性及び第三国の財務情報の執行メカニズムの記述に関する技術的助言」(以下、第三国の同等性等に関する技術的助言)で使用されている用語の定義との関係が明確になっていない点があると考えられる。まず、これらの明確にする必要がある点を指摘した上で本協議資料に対してコメントする。

1. 明確にすべき点

(1) 重要な差異 (significant differences) と重大な差異 (material differences) の定義及びこれらの用語の関係 (第16項及び18項)

本協議資料では、「重要な差異」と「重大な差異」と類似した用語が使用されているが、これらの用語の定義及び関係を明確にする必要がある。

また、第三国の同等性等に関する技術的助言で用いられた第三国会計基準とIFRSとの「重要な差異 (significant differences)」と、本協議資料で用いられている「重要な差異」が同じ意味をもつものであるのかを明確にする必要がある。

(2) 本協議資料の複雑でない開示 (non-complex disclosures) と第三国の同等性等に関する技術的助言に規定されていた補正措置 (remedies) との関係 (第16項)

本協議資料で使用されている「複雑でない開示」が、第三国の同等性等に関する技術的助言に規定されていた「補正措置」と同じものを想定しているのかを含め、関係を明確にする必要がある。

2. 本協議資料に対するコメント

質問1：同等性の申請に対するCESRの提案する方法が最適な方法である同意しますか？
基準設定主体が申請を開始及び／又は立証する (substantiate) する立場にない場合、そのような状況の解決に関する、特に誰が評価を行うことができるか、具体的な提案がありますか？

CESR は、会計基準の同等性の評価の当事者は一義的に基準設定主体であるとしているが、証券市場当局が一義的な当事者であることが適切な場合もあると考える。会計基準の同等性の評価に当たっては、会計基準のみならず、開示規制、監査に関する規則、及びこれらの執行等を一体として評価する必要があるが、これらの重要な諸要素の運営を証券市場当局が担当していると考えられるからである。もちろん証券市場当局が一義的な当事者であっても、第三国の基準設定主体によって行われた会計基準間の差異に関する技術的な分析の結果が利用されることが想定されている。

質問 2 : CESR は、決定を保証にするのに十分であると考えられる、(基準設定主体から提供される) 情報に対するガイダンスを公表するべきと考えますか？

そのようなガイダンスの公表は必要ないと考える。なぜなら、CESR の 2005 年の日米加の同等性評価に含まれている内容が、各国が提供しなければならない情報に関するガイダンスとして十分に機能すると考える。

質問 3 : 同等性の決定の際の Appendix 1 と Appendix 2 のいずれがもっとも適切であると考えますか？理由も述べてください。

質問 4 : recital 8 of the Commission Regulation 1787/2006 及び recital 7 of the Commission Decision 2006/891/EC of 4 December 2006 では、「同等性のいかなる決定の前に、コンバージェンス・プロセスの進展を綿密に検討するべきである。」と記載されています。第三国基準と IFRS との間のコンバージェンス・プログラムの存在が、同等性の決定や、基準間の比較を容易にする以外に、必要な補正措置の識別に何らかの役割を果たすべきと考えますか？

Appendix 1 のアプローチをとる場合、新会計基準の開発のように重要な差異が発生する都度、同等性評価の判断を行うこととなる。このような状態は、第三国基準を用いて欧州に上場する企業だけでなく、当該企業に投資を行う投資家にとっても不確実性を生み出すことになる (質問 6 に対するコメントも参照)。

会計基準間の差異を縮小することにより投資家の投資判断が類似となるような目的を持つ日本のようなコンバージェンス・プログラムが存在する場合がある。このような場合には、同等性評価に際してこれを考慮する Appendix 2 が適切であると考ええる。

なお、第 19 項に記載されている公開の協議 (public consultation) についてもコメントしたい。公開の協議が第 3 国の提案に対してなされることを考えると、当該第 3 国の提案を完全に理解してなされたコメントであるかの吟味が必要である。そのため、CESR は公開の協議後、パブリック・コメントに基づいて決定を公表する前に第 3 国の当事者とも協議を持つべきである。

質問 6 : この提案に同意するか? 発行者の不安の期間を避ける、想定されるインパクトの評価を提供する手続に関する提案があるか?

本協議資料の第 32 項では、同等な会計基準を有する基準設定主体又は IASB が、新会計基準を公表するたびに、その基準設定主体は、EC 及び CESR に新基準の影響に関する評価を提出しなければならないとされている。しかしながら、新会計基準が公表されるたびに EC 及び CESR がその影響を評価し直すことは、第三国基準を用いて欧州に上場する企業だけでなく、当該企業に投資を行う投資家にとっても不確実性を生み出すことになる。

したがって、例えば、第三国基準にコンバージェンス・プログラムがある場合には、適時にプログラムがアップデートされるので、このような評価の提出は免除されるべきと考える。もし、コンバージェンス・プログラムがない第三国についても、会計基準が公表される都度ではなく、一定期間内に公表された会計基準に関する影響に関してまとめて報告することも認められるべきである。

なお、「1. 明確にすべき点」において指摘した点が明確にされたことによって、我々のコメントが変更される可能性があることにご留意いただきたい。

以上